

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第6号

（所 管）教職員人事部 教職員人事課

件 名	堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>教職員の人材育成及び適正な評価を実施するため、教職員人事評価の制度を見直すとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を踏まえ会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、人事評価結果の勤勉手当への反映について見直すこととし、関係する以下の規則について所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）</p> <p>(2) 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和6年3月29日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>(1) 総合勤務評価にあたり、服務規律の遵守の状況に鑑み総合的に評価することを規定上明確にするもの</p> <p>(2) 総合勤務評価の評語について5段階から6段階に改めるもの</p> <p>(3) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員について人事評価結果を勤勉手当に反映するため、区分査定の対象とするとともに、それらの査定方法について規定するもの</p> <p>(4) その他規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案について</p>

ては、異議がないものとして回答する。

- その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）

堺市教職員の人事評価に関する規則及び
堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正について

次のとおり、堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に教育長において臨時に代理したので、報告する。

令和6年4月22日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教職員の人事評価に関する規則及び堺市教職員の勤勉手当に係る
勤務成績区分の決定に関する規則の一部を改正する規則

(堺市教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第1条 堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「業績評価」の次に「、服務規律の遵守に関する評価」を加え、同条第8号中「及び業績評価に関する評価」を「、業績評価及び服務規律の遵守に関する評価の」に改める。

第5条第1項中「及び業績評価」を「、業績評価及び服務規律の遵守に関する評価」に改める。

第12条第3項中「総合評価」の次に「並びに服務規律の遵守に関する評価」を加え、同条第4項中「及び職務目標」を「、職務目標」に改め、「業績評価の評語」の次に「及び服務規律の遵守に関する評価の評語」を加える。

第15条第2項中「臨時的任用職員及び会計年度任用職員以外の」を削る。

別表第4中

職務の実績及び能力が求められる水準に達しない。	IV	を
職務の実績及び能力が求められる水準を大幅に下回る。	V	

職務の実績及び能力が求められる水準にやや達しない。	IV	に改める。
職務の実績及び能力が求められる水準に達しない。	V	
職務の実績及び能力が求められる水準を大幅に下回る。	VI	

(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正)

第2条 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「活性化条例第26条第5項に規定する教職員（臨時的に任用された者）」を「教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に勤務する職員（用務に従事する職員）」に、「単に「教職員」を「教職員」に改める。

第2条中「この規則」の次に「(第9条第2項を除く。）」を加え、同条第1号中「第19条第1項」の次に「並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。第3号及び第4号において「会計年度給与規則」という。）」を加え、同条第3号中「第19条第1項第2号」の次に「並びに会計年度給与規則第10条第9項第1号」を加え、同条第4号中「第19条第1項第3号」の次に「並びに会計年度給与規則第10条第9項第2号」を加え、同条第7号中「代替任期付職員 人事評価規則」を「臨時的任用職員等 人事評価規則第2条第2号の臨時的任用職員及び人

事評価規則」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 会計年度任用職員 人事評価規則第2条第4号の会計年度任用職員をいう。

第3条中「第23条第1項」の次に「及び堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第10条第1項」を加え、「第9条第2項を除き、」を削る。

第4条第1項中「をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同項第2号中「一般教職員及び代替任期付職員」を「管理職員以外の教職員」に改め、同条第2項中「区分3」の次に「(会計年度任用職員の被評価者については、区分2及び区分3)」を加える。

第5条第1項中「管理職員及び代替任期付職員」を「一般教職員以外の教職員」に改め、「(幼稚園を含む。以下同じ。)」を削る。

第6条第2項中「切り捨てる」を「切り上げる」に改め、同条第6項中「代替任期付職員について」を「臨時的任用職員等の査定について」に改め、「、「管理職員」とあるのは「代替任期付職員」と」を削り、「特定代替任期付職員」を「特定臨時的任用職員等」に改める。

第7条第1項中「IV又はV」を「V又はVI」に改め、同条第2項中「IV又はV」を「V又はVI」に、「特定代替任期付職員（」を「特定臨時的任用職員等（いずれも）」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「一般教職員及び代替任期付職員に係る」を「第4条第1項第2号に掲げる」に、「総合勤務評価の結果がIV又はVに該当する特定一般教職員及び特定代替任期付職員」を「前2項に規定する教職員」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員（基準日以前における直近の人事評価に係る総合勤務評価の結果を有する者（当該人事評価の評価期間の末日までに退職、任期の満了その他の事由により離職する者を除く。）に限る。）のうち、総合勤務評価の結果がVIに該当する者（教育委員会が別に定める者を除く。）は、減額候補者とする。

第8条第1号中「Ⅲ」の次に「又はIV（会計年度任用職員については、I、II、III、IV又はV）」を加え、同条第2号中「教職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第3号中「IV又はV」を「V又はVI（会計年度任用職員については、VI）」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる教職員のうち、基準日の属する年度の前年度において堺市職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定等に関する規則（平成25年規則第153号。以下「市規則」という。）の適用を受ける職員であった者で、市規則に基づき区分（市規則第2条第1号の区分をいう。）を決定された後に引き続き教職員となったもの（退職に引き続き定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）以外の教職員となっ

たものを除く。)については、市規則に基づき決定された当該区分をもって第2条第1号の区分と査定するものとする。

附則に次の1項を加える。

(令和6年における区分の決定の特例)

- 3 人事評価規則第2条第2号の臨時的任用職員及び会計年度任用職員の令和6年6月1日及び同年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る勤務成績の区分については、第4条から第9条まで及び第11条の規定にかかわらず、区分2と決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 評語 人事評価における能力評価、業績評価及び総合勤務評価の結果について表示する記号をいう。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 総合勤務評価 能力評価及び業績評価に関する評価結果に基づき、被評価者の勤務成績を総合的に評価することをいう。</p> <p>（評価の方法）</p> <p>第5条 人事評価は、能力評価及び業績評価をもって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（評価の決定）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評価者は、前2項の規定により決定した能力評価及び業績評価の総</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 評語 人事評価における能力評価、業績評価、<u>服務規律の遵守に関する評価</u>及び総合勤務評価の結果について表示する記号をいう。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 総合勤務評価 能力評価、業績評価及び<u>服務規律の遵守に関する評価</u>の結果に基づき、被評価者の勤務成績を総合的に評価することをいう。</p> <p>（評価の方法）</p> <p>第5条 人事評価は、能力評価、<u>業績評価及び服務規律の遵守に関する評価</u>をもって行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（評価の決定）</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評価者は、前2項の規定により決定した能力評価及び業績評価の総</p>

合評価の評語に基づき、被評価者の総合勤務評価の評語を決定する。

4 被評価者が臨時的任用職員等の場合にあつては、評価者は、評価要素ごとに評定した能力評価の評語及び職務目標ごとに評定した業績評価の評語に基づき、当該被評価者の総合勤務評価の評語を決定する。

5 (略)
(評価結果の活用)

第15条 (略)

2 臨時的任用職員及び会計年度任用職員以外の教職員の総合勤務評価の結果は、教育委員会が別に定めるところにより、給与に適正に反映するものとする。

別表第4 (第12条関係)

総合評価基準	評語
職務の実績及び能力が本市における教育全体の模範となる。	I
職務の実績及び能力が所属する学校の教職員の模範となる。	II
職務の実績及び能力が求められる水準である。	III
職務の実績及び能力が求められる水準に達しない。	IV
職務の実績及び能力が求められる水準を大幅に下回る。	V

合評価並びに服務規律の遵守に関する評価の評語に基づき、被評価者の総合勤務評価の評語を決定する。

4 被評価者が臨時的任用職員等の場合にあつては、評価者は、評価要素ごとに評定した能力評価の評語、職務目標ごとに評定した業績評価の評語及び服務規律の遵守に関する評価の評語に基づき、当該被評価者の総合勤務評価の評語を決定する。

5 (略)
(評価結果の活用)

第15条 (略)

2 教職員の総合勤務評価の結果は、教育委員会が別に定めるところにより、給与に適正に反映するものとする。

別表第4 (第12条関係)

総合評価基準	評語
職務の実績及び能力が本市における教育全体の模範となる。	I
職務の実績及び能力が所属する学校の教職員の模範となる。	II
職務の実績及び能力が求められる水準である。	III
職務の実績及び能力が求められる水準に <u>やや</u> 達しない。	IV
職務の実績及び能力が求められる水準に達しない。	V
職務の実績及び能力が求められる水準を大幅に下回る。	VI

堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号。以下「活性化条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、人事評価の結果を<u>活性化条例第26条第5項に規定する教職員</u>（臨時的に任用された者を除く。以下単に「教職員」という。）の勤勉手当に適正に反映するため、教職員の勤務成績に係る区分の決定について必要な事項を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区分 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号。以下この条において「期末勤勉手当規則」という。）第18条第1項及び第19条第1項の職員の区分をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 区分2 期末勤勉手当規則第18条第1項第2号及び第19条</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号。以下「活性化条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、人事評価の結果を<u>教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に勤務する職員</u>（用務に従事する職員を除く。以下「教職員」という。）の勤勉手当に適正に反映するため、教職員の勤務成績に係る区分の決定について必要な事項を定める。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則<u>（第9条第2項を除く。）</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 区分 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号。以下この条において「期末勤勉手当規則」という。）第18条第1項及び第19条第1項<u>並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。第3号及び第4号において「会計年度給与規則」という。）</u>の職員の区分をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 区分2 期末勤勉手当規則第18条第1項第2号及び第19条</p>

第1項第2号に掲げる勤務成績が良好な職員の区分をいう。

(4) 区分3 期末勤勉手当規則第18条第1項第3号及び第19条第1項第3号に掲げる勤務成績が良好でない職員の区分をいう。

(5)・(6) (略)

(7) 代替任期付職員 人事評価規則第2条第3号の代替任期付職員をいう。

(総合勤務評価の結果の活用)

第3条 区分の決定に当たっては、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第23条第1項に規定するそれぞれの基準日（以下単に「基準日」という。）以前における直近の人事評価（人事評価規則に基づく教職員の人事評価をいう。第9条第2項を除き、以下同じ。）に係る総合勤務評価（人事評価規則第2条第8号の総合勤務評価をいう。第9条第2項を除き、以下同じ。）の結果を活用するものとする。

(区分の査定)

第4条 区分の決定に当たっては、公平性及び公正性を確保するため、次の各号に掲げる被評価者（活性化条例第14条に規定する被評価者

第1項第2号並びに会計年度給与規則第10条第9項第1号に掲げる勤務成績が良好な職員の区分をいう。

(4) 区分3 期末勤勉手当規則第18条第1項第3号及び第19条第1項第3号並びに会計年度給与規則第10条第9項第2号に掲げる勤務成績が良好でない職員の区分をいう。

(5)・(6) (略)

(7) 臨時的任用職員等 人事評価規則第2条第2号の臨時的任用職員及び人事評価規則第2条第3号の代替任期付職員をいう。

(8) 会計年度任用職員 人事評価規則第2条第4号の会計年度任用職員をいう。

(総合勤務評価の結果の活用)

第3条 区分の決定に当たっては、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）第23条第1項及び堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第10条第1項に規定するそれぞれの基準日（以下単に「基準日」という。）以前における直近の人事評価（人事評価規則に基づく教職員の人事評価をいう。以下同じ。）に係る総合勤務評価（人事評価規則第2条第8号の総合勤務評価をいう。以下同じ。）の結果を活用するものとする。

(区分の査定)

第4条 区分の決定に当たっては、公平性及び公正性を確保するため、次の各号に掲げる被評価者（活性化条例第14条に規定する被評価者

をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める職にある者(以下「区分査定者」という。)の協議に付すものとする。

(1) (略)

(2) 一般教職員及び代替任期付職員 教育監、教職員人事部長、学校教育部長、教職員企画課長及び教職員人事課長

2 区分査定者は、前項の規定により協議に付されたときは、次条から第10条までの規定により、総合勤務評価の結果に基づき、区分1、区分2及び区分3に該当する者を査定し、その結果を教育長に送付するものとする。

(区分の査定単位)

第5条 管理職員及び代替任期付職員に係る区分の査定は、教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。以下同じ。)の全てを一の単位として行うものとする。

2 (略)

(区分1とする者の査定方法)

第6条 (略)

2 一般教職員に係る区分査定者は、学校ごとの一般教職員(基準日以前における直近の人事評価に係る総合勤務評価の結果を有する者(当該人事評価の評価期間の末日までに退職、任期の満了その他の事由により離職する者を除く。))に限る。以下この条及び次条において「特定一般教職員」という。)の数に10分の1を乗じて得た数(その数

をいう。次項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める職にある者(以下「区分査定者」という。)の協議に付すものとする。

(1) (略)

(2) 管理職員以外の教職員 教育監、教職員人事部長、学校教育部長、教職員企画課長及び教職員人事課長

2 区分査定者は、前項の規定により協議に付されたときは、次条から第10条までの規定により、総合勤務評価の結果に基づき、区分1、区分2及び区分3(会計年度任用職員の被評価者については、区分2及び区分3)に該当する者を査定し、その結果を教育長に送付するものとする。

(区分の査定単位)

第5条 一般教職員以外の教職員に係る区分の査定は、教育委員会の所管に属する学校の全てを一の単位として行うものとする。

2 (略)

(区分1とする者の査定方法)

第6条 (略)

2 一般教職員に係る区分査定者は、学校ごとの一般教職員(基準日以前における直近の人事評価に係る総合勤務評価の結果を有する者(当該人事評価の評価期間の末日までに退職、任期の満了その他の事由により離職する者を除く。))に限る。以下この条及び次条において「特定一般教職員」という。)の数に10分の1を乗じて得た数(その数

に1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の範囲内において、総合勤務評価の結果がⅠ又はⅡに該当する特定一般教職員のうちから、教育委員会が別に定める方法によりあらかじめ校長(園長を含む。)が付した勤務成績の順位に基づき、増額候補者を査定するものとする。

3～5 (略)

6 第1項の規定は、代替任期付職員について準用する。この場合において、「管理職員」とあるのは「代替任期付職員」と、「特定管理職員」とあるのは「特定代替任期付職員」と読み替えるものとする。

(区分3とする者の査定方法)

第7条 管理職員に係る区分査定者は、総合勤務評価の結果がⅣ又はⅤに該当する特定管理職員のうちから、当該区分査定者間において協議した上で、区分3とする者(以下この条及び次条において「減額候補者」という。)を査定するものとする。

2 総合勤務評価の結果がⅣ又はⅤに該当する特定一般教職員及び特定代替任期付職員(教育委員会が別に定める者を除く。)は、減額候補者とする。

に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)の範囲内において、総合勤務評価の結果がⅠ又はⅡに該当する特定一般教職員のうちから、教育委員会が別に定める方法によりあらかじめ校長(園長を含む。)が付した勤務成績の順位に基づき、増額候補者を査定するものとする。

3～5 (略)

6 第1項の規定は、臨時的任用職員等の査定について準用する。この場合において、「特定管理職員」とあるのは「特定臨時的任用職員等」と読み替えるものとする。

(区分3とする者の査定方法)

第7条 管理職員に係る区分査定者は、総合勤務評価の結果がⅤ又はⅥに該当する特定管理職員のうちから、当該区分査定者間において協議した上で、区分3とする者(以下この条及び次条において「減額候補者」という。)を査定するものとする。

2 総合勤務評価の結果がⅤ又はⅥに該当する特定一般教職員及び特定臨時的任用職員等(いずれも教育委員会が別に定める者を除く。)は、減額候補者とする。

3 会計年度任用職員(基準日以前における直近の人事評価に係る総合勤務評価の結果を有する者(当該人事評価の評価期間の末日までに退職、任期の満了その他の事由により離職する者を除く。))に限る。)のうち、総合勤務評価の結果がⅥに該当する者(教育委員会が別に定める者を除く。)は、減額候補者とする。

3 前項の規定にかかわらず、一般教職員及び代替任期付職員に係る区分査定者は、総合勤務評価の結果がIV又はVに該当する特定一般教職員及び特定代替任期付職員であって、表彰を受けたことその他の理由により減額候補者とすることが適当でないと認めるものについては、当該区分査定者間において協議した上で、これを減額候補者と査定しないことができる。

(区分2とする者の査定方法)

第8条 区分2とする者は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 総合勤務評価の結果がIIIに該当する教職員
- (2) 総合勤務評価の結果がI又はIIに該当する教職員のうち、増額候補者と査定されなかった者
- (3) 総合勤務評価の結果がIV又はVに該当する教職員のうち、減額候補者と査定されなかった者

(人事評価の結果を有しない教職員の取扱い)

第9条 (略)

- (1)～(5) (略)

2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる教職員が基準日以前における直近の堺市職員の人事評価に関する規則(平成25年規則第146号)に基づく人事評価に係る総合勤務評価(同規則第2条第8号の総合勤務評価をいう。)の結果を有するときは、その結果を活用して第6条から前条までの規定の例により区分を査定するものとする

4 前2項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号に掲げる区分査定者は、前2項に規定する教職員であって、表彰を受けたことその他の理由により減額候補者とすることが適当でないと認めるものについては、当該区分査定者間において協議した上で、これを減額候補者と査定しないことができる。

(区分2とする者の査定方法)

第8条 区分2とする者は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 総合勤務評価の結果がIII又はIV(会計年度任用職員については、I、II、III、IV又はV)に該当する教職員
- (2) 総合勤務評価の結果がI又はIIに該当する教職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、増額候補者と査定されなかった者
- (3) 総合勤務評価の結果がV又はVI(会計年度任用職員については、VI)に該当する教職員のうち、減額候補者と査定されなかった者

(人事評価の結果を有しない教職員の取扱い)

第9条 (略)

- (1)～(5) (略)

2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる教職員のうち、基準日の属する年度の前年度において堺市職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定等に関する規則(平成25年規則第153号。以下「市規則」という。)の適用を受ける職員であった者で、市規則に基づき区分(市規則第2条第1号の区分をいう。)を決定された後に引き続き教職員と

る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、平成30年4月1日以後に支給する勤勉手当に係る勤務成績の区分の決定について適用する。

なったもの(退職に引き続き定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。)以外の教職員となったものを除く。)については、市規則に基づき決定された当該区分をもって第2条第1号の区分と査定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、平成30年4月1日以後に支給する勤勉手当に係る勤務成績の区分の決定について適用する。

(令和6年における区分の決定の特例)

3 人事評価規則第2条第2号の臨時的任用職員及び会計年度任用職員の令和6年6月1日及び同年12月1日を基準日とする勤勉手当に係る勤務成績の区分については、第4条から第9条まで及び第11条の規定にかかわらず、区分2と決定するものとする。